

# 「浦添市子育て世帯訪問支援事業」業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度 浦添市子育て世帯訪問支援事業

## 2 業務目的

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 対象家庭

浦添市内に居住し、本事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者とする。

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童の保護者、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、本事業による支援が必要と市長が認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

## 5 業務の内容

- (1) 不適切な養育状態にある家庭に対し、養育環境の維持・改善のため、育児・家事支援を行い、保護者との信頼関係を築く。
- (2) 保護者の孤立化を防ぎ、自立した家庭を築くため、地域の子育て支援や行政サービスにつなげ、地域のネットワークの連携、拡大に努めるため、下記の業務を行う。

ア 市が作成する支援計画書により、支援内容の確認

イ 支援員派遣の人選及び日時等の連絡調整

ウ 対象家庭の自宅における以下の支援実施

対象家庭の状況に応じて、次の各号に掲げるもののうち、必要と認められる

支援を行うものとする。

区分	サービス内容
(1) 家事支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事の準備及び片付け</li><li>・ 住居等の清掃及び整理整頓</li><li>・ 衣類等の洗濯及び補修</li><li>・ 生活必需品の買物</li><li>・ その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの</li></ul>
(2) 育児・養育支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 授乳・食事の世話</li><li>・ おむつの交換及び排せつの介助</li><li>・ 宿題の見守り</li><li>・ 入浴（もく浴）の介助</li><li>・ 保育所等の送迎</li><li>・ 通院などの外出時の補助</li><li>・ その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの</li></ul>
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談・助言（ただし、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）</li><li>・ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供</li><li>・ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握</li></ul>

エ 対象家庭からの問合せや苦情の対応

オ 市が実施する本事業の実施に関わる打合せ等への参加

カ 実施報告書の作成及び提出

## 6 委託事業者の体制

委託事業者は、支援計画書に基づく支援を提供できるよう、次により体制の確保を図るものとする。

(1) 支援計画書の内容や利用者状況等を鑑み、適切に支援員派遣を行うとともに、支援を提供する支援員から利用者についての相談があった場合、適切に対応できる体制を確保すること。

(2) 派遣する支援員は、次の要件を全て備えている者であること。

ア 保育士、幼稚園教諭、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有する者若しくは子育てに関する事業に従事した経験がある者であること。

イ 心身ともに健全であること。

- ウ 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
  - エ 子育て支援や家事支援に関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有すること。
  - オ 次のいずれの欠格事由に該当しないもの
    - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - ②児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - ③児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者
- (3) 支援員は、利用者宅を訪問する際、委託事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者に提示すること。
- (4) 支援員は、業務を行ったときは、その都度、利用者から履行の確認を受けるものとする。
- (5) 委託事業者は、支援員に対し必要な研修を実施又は受講させ、支援員の資質向上に努めるものとする。なお、育児・養育支援を行う支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習について受講すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市が判断した部分については省略しても差し支えない。

## 7 傷害・賠償責任保険への加入

委託事業者は、本業務を実施するに当たり、業務履行中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等に加入すること。

## 8 事業の実施期間・実施日等

### (1) 実施期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (2) 実施日・実施時間

実施日は、原則として祝祭日、土日を除く月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年1月3日までの間を除く。）とする。

実施時間帯は、午前9時から午後8時までとする。これ以外の時間帯で、支援を導入する場合は、委託事業者と市で調整を行う。

### (3) 実施時間数

1日当たり2時間以内とする。

### (4) 実施場所

原則として、対象家庭の自宅とし、保護者の在宅時に行う。ただし、保育所等

の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(5) 実施における留意事項

ア 時間及び回数は、支援計画書により決定する。

イ 対象家庭から支援実施日の前日までに連絡がなく、対象家庭の都合により支援を実施できなかった場合、1,500円のキャンセル料を支払うものとする。

ウ 支援の際、市が必要と認める場合は、市が同行する。

## 9 費用

委託料（消費税及び地方消費税非課税）

時間区分	1時間以内	1時間を超えて 2時間以内	当日キャンセル料 (1回あたり)
単価	3,000円	5,500円	1,500円

### 10 委託料の支払い等

(1) 市が委託事業者に支払う委託料の額は、9の(1)の時間区分に応じて支払うものとする。

(2) 市は、実施報告書等により、業務の完了を検査し、委託事業者は当該検査に合格後、速やかに請求書を市に提出するものとする。

(3) 契約方法は、1回あたりの単価契約とし、すべての利用者分をまとめて月毎に請求するものとする。